

山梨県公報

第二千三百二号

平成二十五年

二月二十八日

木曜日

告示

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三二
- 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三五
- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三六

山梨県告示第五十三号

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例(平成二十四年山梨県条例第七十五号)第二十一条第一項の規定により次のとおり水源地域を指定したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 甲府市のうち猪狩町、上帯那町、上積翠寺町、川窪町、黒平町、古府中町、小松町、下帯那町、善光寺町、草鹿沢町、高町、高成町、竹日向町、塚原町、塔岩町、平瀬町、御岳町、和田町、梯町及び古閑町の区域
- 二 富士吉田市のうち新倉、新屋、大明見、上暮地、上吉田、小明見、下吉田及び松山の区域
- 三 都留市のうち朝日曾雌、朝日馬場、厚原、井倉、大野、大幡、小形山、小野、金井、加畑、上谷、川棚、川茂、境、鹿留、下谷、田野倉、玉川、十日市場、戸沢、中津森、夏狩、平栗、古川渡、法能、盛里、四日市場及び与繩の区域
- 四 山梨市のうち切差、牧丘町北原、牧丘町倉科、牧丘町袖口、牧丘町成沢、牧丘町西保下、牧丘町西保中、牧丘町牧平、牧丘町室伏、牧丘町柳平、三富上釜口、三富川浦、三富下釜口及び三富徳和の区域
- 五 大月市のうち大月、花咲、真木、黒野田、白野、吉久保、朝日小沢、小沢、小篠、猿橋、殿上、藤崎、鳥沢、宮谷、浅川、葛野、駒宮、下和田、瀬戸、奈良子、林、浅利、岩殿、奥山、強瀬、畑倉、下初狩、中初狩、新倉、塩瀬、立野、綱ノ上及び駒橋の区域
- 六 韮崎市のうち上條北割、上條中割、武田、青木、折居、三之蔵、三ツ澤、宮久保、柳平、上田井及び下田井の区域
- 七 南アルプス市のうち秋山、芦安芦倉、芦安安通、上野、大嵐、上市之瀬、上宮地、曲輪田、駒場、塩前、下市之瀬、須澤、高尾、中野、平岡及び湯沢の区域
- 八 北杜市のうち浅尾、上手、小笠原、三之蔵、西井出、谷戸、江草、小尾、上津金、下津金、比志、浅川、川俣、清里、堤、長澤、東井出、箕輪、村山北割、村山西割、大井ヶ森、大八田、小荒間、長坂上条、日野、大武川、上教来石、下教来石、白須、

目次

- 水源地域の指定……………一五
- 計量法に基づく指定定期検査機関の指定の更新……………一六
- 計量法に基づく指定計量証明検査機関の指定の更新……………一六
- 道路の区域変更(二件)……………一七
- 道路の供用開始……………一七
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一七

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………一八
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………一八
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定……………二〇
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………二一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………二二
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………二二
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………二三
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更の届出……………二三
- 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………二四
- 特定計量器の定期検査の実施……………二五
- 大規模小売店舗の名称の変更の届出……………二七
- 第四十期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………二七
- 換地処分の実施(二件)……………二八
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等……………二八
- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………三〇
- 平成二十五年二級建築士試験の実施……………三〇
- 平成二十五年木造建築士試験の実施……………三一
- 開発行為に関する工事の完了について……………三一
- 人事委員会……………三二

台ヶ原、大坊、鳥原、横手、黒澤、新奥、牧原、三吹、宮脇、柳澤、山高、小淵沢及び上笹尾の区域

九 甲斐市のうち大袋、上芦沢、上菅口、上福沢、亀沢、吉沢、神戸、下芦沢、下福沢、菖蒲沢及び団子新居の区域

十 笛吹市のうち一宮町石、一宮町一ノ宮、一宮町金沢、一宮町上矢作、一宮町神沢、一宮町千米寺、一宮町土塚、一宮町中尾、一宮町東新居、一宮町南野呂、境川町大黒坂、境川町藤袋、御坂町大野寺、御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町竹居、御坂町藤野木、八代町増利、八代町南、芦川町新井原、芦川町篤宿、芦川町上芦川及び芦川町中芦川の区域

十一 上野原市のうち秋山、芦垣、新田、犬目、上野原、大柵、大倉、大曾根、大野、川合、桑久保、西原、四方津、鶴川、鶴島、野田尻、松留、八ッ沢、桐原及び和見の区域

十二 甲市のうち塩山一之瀬高橋、塩山牛輿、塩山小屋敷、塩山上小田原、塩山上萩原、塩山下萩原、塩山中萩原、塩山平沢、塩山藤木、勝沼町山林、勝沼町中原、勝沼町菱山、勝沼町深沢、大和町田野、大和町鶴瀬、大和町木賊、大和町初鹿野及び大和町日影の区域

十三 中央市のうち大鳥居の区域

十四 市川三郷町のうち市川大門、黒沢、下芦川、八之尻及び山保の区域

十五 早川町のうち赤沢、雨畑、新倉、大原野、草塩、高住、小縄、笹走、塩ノ上、黒桂、奈良田、初鹿島、早川、保及び湯島の区域

十六 身延町のうち相又、大崩、大島、大城、大袋、小田船原、帯金、門野、椿草里、樋之上、丸滝、身延、横根中、大炊平、大塩、釜額、清沢、久成、下部、杉山、常葉、中之倉、梨子、根子、八坂、平須、福原、古長谷、矢細工及び湯之奥の区域

十七 南部町のうち井出、内船、上佐野、塩沢、下佐野、成島、楮根、富士及び万沢の区域

十八 富士川町のうち小室、十谷、高下、平林及び柳川の区域

十九 道志村の全域

二十 西桂町のうち倉見及び下暮地の区域

二十一 忍野村のうち内野及び忍草の区域
二十二 山中湖村のうち平野及び山中の区域
二十三 鳴沢村の全域
二十四 富士河口湖町のうち浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、長浜、船津、精進、富士ヶ嶺及び本栖の区域
二十五 小菅村の全域

二十六 丹波山村の全域

山梨県告示第五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十八条の二第一項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山梨県計量協会

二 住所

笛吹市御坂町成田二千七百二十二番地一

三 指定の区分

質量計

四 定期検査を行う地域

山梨県全域（甲府市を除く。）

五 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二百一十一条第二項において準用する同法第二十八條の二第一項の規定により、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定計量証明検査機関の名称

一般社団法人山梨県計量協会

二 住所

笛吹市御坂町成田二千七百二十二番地一

三 指定の区分

質量計

四 計量証明検査を行う地域

山梨県全域

五 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古関割子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長（メートル）
	旧	新	
南巨摩郡身延町芝草字中畑四三番の三地先から 南巨摩郡身延町芝草字築敷七四番の一地先まで	七・八〇 九・九〇	七・八〇 一九・五〇	四二・一〇

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長（メートル）
	旧	新	
	敷地の幅員（メートル）	敷地の幅員（メートル）	

山梨県知事 横内 正明

上野原市桐原字坂本二二九一九番の一地先から
上野原市桐原字坂本二二九三四番の一地先まで

新	旧		延長（メートル）
	新	旧	
一〇・六〇 一四・二〇	八・七〇 九・九〇	九九・〇〇	

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	精進湖畔線	南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無番地先から 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無番地先まで	五三・五〇	平成二十五年三月一日

山梨県告示第五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内 正明

急傾斜地崩壊危険区域	柱を順次結んだ線、及び一号と十六号の標柱を結んだ線に囲まれた区域
	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十六号までの標柱を順次結んだ線、及び一号と十六号の標柱を結んだ線に囲まれた区域。

船久保	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
	一	南巨摩郡	南部町	内船	船久保	三九三二番一
	二	同	同	同	同	三七二四番内三
	三	同	同	同	同	同
	四	同	同	同	同	三七三三番一
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	三六九三番一
	九	同	同	同	同	同
	十	同	同	同	馬場道上	四一〇五番一
	十一	同	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同	四一〇五番二
	十三	同	同	同	同	四〇三八番
	十四	同	同	同	同	三九三六番二
	十五	同	同	同	船戸	三九三〇番
	十六	同	同	同	同	同

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 K J I T S U
 - 2 代表者の氏名 柏木 俊明
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東五丁目十七番二十七号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、犯罪を犯し、刑を猶予、満了した者等に対し、生活支援及び就業支援を行い、生活基盤をつくることよつて再犯を防止し、犯罪者及び非行少年等の社会復帰並びに地域社会の安全・安心に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十五年二月二十一日から同年四月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山中湖自然研究会
 - 2 代表者の氏名 関野 律子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の三百三十六
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、山中湖村並びに富士山周辺の自然保護につながる自然環境の実態調査、研究を活動の基本として、自然環境保全、保護や環境教育などの諸活動を実施することにより、自然豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年二月二十二日から同年四月二十一日まで

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河住歯科診療所	甲府市下河原町二丁目四十番一号	平成二十三年十一月一日

日本調剤つる薬局	都留市四日市場三百五十九番地九十二	平成二十四年三月一日
日本調剤南アルプス薬局	南アルプス市在家塚六十七番地一	
日本調剤昭和通薬局	富士吉田市下吉田千百五十番地三	
日本調剤ふじ吉田薬局	富士吉田市上吉田字三枚畠六千五百四十八番地	
日本調剤河口湖薬局	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地	
日本調剤アイ薬局	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百八十番地六	
日本調剤甲府薬局	甲府市和戸町六百八十五番地三	
日本調剤和戸薬局	甲府市和戸町六百二十番地一	
日本調剤三富薬局	山梨市三富下萩原百四十一番地一	
日本調剤八幡薬局	山梨市北五百十四番地二	
うえはら薬局	北杜市長坂町長坂上條二千六十一番地五	平成二十四年三月八日
ウエルシア薬局甲府富士見店	甲府市富士見一丁目二十二番七号	平成二十四年三月十六日
日本調剤竜王薬局	甲斐市篠原千四百二十五番地六	平成二十四年三月二十六日
ミルキッズ調剤薬局西八幡店	甲斐市西八幡字東冷間千三百三十三番地二	平成二十四年四月一日

若尾歯科医院	甲府市西田町一番地八	
くぬぎクリニック	甲府市北口一丁目一番八号	
三井小児科医院	甲斐市西八幡千三百三十八番地一	
みのり薬局月江寺通り店	富士吉田市下吉田三丁目十一番一號	平成二十四年四月二日
甲州リハビリテーション病院附属一宮診療所	笛吹市一宮町塩田七百四十一番地一	
櫻林腎・内科クリニック	甲州市塩山下塩後三百三十六番地八	平成二十四年四月十七日
みさき薬局甲府北口	甲府市北口二丁目九番十二号ニシコ一北口駅前ビル一階	平成二十四年五月一日
ウエルシア薬局甲府昭和店	中巨摩郡昭和町飯喰千百三十二番地二常永土地区画整理地内九十五街区四画地	
あすなる石和薬局	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地四十	平成二十四年五月十日
有限会社さくらさくら調剤薬局	上野原市上野原三千六百四十六番地一	平成二十四年五月二十五日
アイセイ薬局賞川店	甲府市中村町十四番地七	平成二十四年六月一日
アイセイ薬局笛吹店	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地三十六	
アイセイ薬局石和店	八 笛吹市石和町八田三百三十番地十八	
訪問看護ステーション	富士吉田市緑ヶ丘二丁目六番十二	

さくら	号メゾングリーンビル一階	
エミ歯科クリニック	一 笛吹市石和町河内四百五十九番地	
そごう薬局上野原店	上野原市上野原三千五百五十三番地	平成二十四年六月四日
いつむら歯科クリニック	山梨市落合七百八十一番地二	平成二十四年六月二十五日
アイ・デンタル・オフィス	上野原市八ツ沢五百九十六番地五 光ハイツB	平成二十四年七月一日
カワチ薬局甲府中央店	甲府市飯田一丁目二番四号	
富士山薬局	富士吉田市上吉田千五十九番地一	
医療法人社団桜栄会甲府デンタルクリニック	甲府市北口一丁目二番十四号北口 プラザビル一階百二号室	
早川歯科医院	南巨摩郡富士川町鯉沢七百六番地	平成二十四年七月十八日
依田産科婦人科クリニック	甲府市城東二丁目十六番六号	平成二十四年七月二十四日
富士デンタルクリニック	中巨摩郡昭和町清水新居二百九十二番地 オークラタウン一階	平成二十四年八月一日
医療法人社団泰進会甲府ファーストデンタルクリニック	中巨摩郡昭和町常永士地区画整理 地内一街区イオンモール甲府昭和 一階千十二区画	
株式会社渡辺薬局	富士吉田市下吉田三丁目十二番十六号	平成二十四年九月一日

株式会社赤岡綜合薬局 須玉店	一 北杜市須玉町若神子七百十三番地	
ハートフル薬局	山梨市七日市場字高芝原八百五十六番地	
かえで歯科矯正クリニック	南アルプス市十五所西原七百四十六番地二	
さいとう眼科クリニック	富士吉田市下吉田千五百五十番地一	
ヒロ薬局大げやき店	上野原市上野原三千五百四十九番地	平成二十四年九月二十五日
ヒロ薬局上野原店	上野原市上野原三千六百四十八番地四	

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
たけい治療院	都留市法能六百七十番地	平成二十四年一月十六日
峡西整骨院	南アルプス市荊沢二百七十四番地	平成二十四年四月一日
富士見整骨院	一 南アルプス市荊沢二百七十四番地	平成二十四年四月一日
あしざわ整骨院	甲府市大里町千六百六十一番地二 ライフピースM百一	平成二十四年四月九日

鍼灸院接骨院さくら	七	笛吹市御坂町井之上千百十二番地	平成二十四年四月二十五日
やすらぎ整骨院		笛吹市石和町広瀬二百三十一番地	平成二十四年五月一日
かつめま整骨院		甲州市勝沼町勝沼二千九百五十二番地	平成二十四年五月十日
山の上接骨院		上野原市コモアしおつ三丁目二十一番十四号	平成二十四年五月十七日
おおしま接骨院		甲府市増坪町五百八十九番地三	平成二十四年六月四日
和田施術所		笛吹市八代町南千六百十五番地四 県営八代団地二 二百六号	平成二十四年六月二十二日
酒井治療院		都留市中央四丁目三番四号	平成二十四年九月十日
いいの接骨院		南アルプス市飯野二千九百三十七番地一	平成二十四年十一月五日
やわら整骨院	号	富士吉田市上暮地五丁目二番十五号	平成二十四年十二月七日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

名	称	所	在	地
ウエルシア薬局	甲府富竹店	甲府市富竹二丁目一番二十一号		
河住歯科医院		甲府市飯田五丁目五番二十七号		

日本調剤竜王薬局	甲斐市篠原千四百二十五番地六
アイ薬局南アルプス店	南アルプス市在家塚六十七番地一
日本調剤つる薬局	都留市四日市場三百五十九番地九十二
日本調剤ふじ吉田薬局	富士吉田市上吉田字三枚畠六千五百四十八番地
日本調剤昭和通薬局	富士吉田市下吉田千五百五十番地三
日本調剤和戸薬局	甲府市和戸町六百二十番地一
日本調剤甲府薬局	甲府市和戸町六百八十五番地三
日本調剤アイ薬局	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百八十番地六
日本調剤河口湖薬局	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地
日本調剤三富薬局	山梨市三富下荻原百四十一番地一
日本調剤八幡薬局	山梨市北五百十四番地二
ウエルシア薬局甲府富士見店	甲府市富士見一丁目二十二番七号
メロディー調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目十四番十一号
みのり薬局月江寺通り店	富士吉田市下吉田八百二十八番地
薬局ナチュラル・メディクス	甲府市北口二丁目九番十二号ニシコー北口駅前ビル
若尾歯科医院	甲府市西田町一番地八
功刀クリニク	甲府市北口一丁目一番八号カーニープレイス甲府第二ビル三階

看護ステーション 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 ゆづき訪問看護ステーション			
---	--	--	--

変更前 山梨県看護協会荒川訪問看護ステーション 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 荒川訪問看護ステーション	甲府市荒川二丁目十番二十六号	名称	
--	----------------	----	--

変更前 山梨県看護協会訪問看護ステーション ほつと・ほつと 斐崎 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 訪問看護ステーション ほつと・ほつと 斐崎	斐崎市本町二丁目十四番二十一号	名称	
--	-----------------	----	--

うちだ歯科クリニック	変更前 中巨摩郡昭和町清水新居千二百七十九番地二 変更後 中巨摩郡昭和町河東中島千三百十七番地二	所在地	
------------	---	-----	--

変更前 山梨県訪問看護協会 つる訪問看護ステーション 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 つる訪問看護ステーション	変更前 都留市下谷二千五百十六番地一 変更後 都留市下谷二丁目一番十五号 新町別館B棟	名称及び所在地	
--	---	---------	--

変更前 山梨県看護協会 ますほ訪問看護ステーション 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 ますほ訪問看護ステーション	変更前 南巨摩郡増穂町長澤千九百三十三番地 変更後 南巨摩郡富士川町青柳町三千四百九十二番地	名称及び所在地	
--	---	---------	--

変更前 山梨県看護協会南地区訪問看護ステーション ぬくもり 変更後 公益社団法人山梨県看護協会 南地区訪問看護ステーション ぬくもり	南巨摩郡南部町南部八千五十番地一 南部町医療センター内	名称	
--	--------------------------------	----	--

変更前 春日居リハビリテーション病院 変更後 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院	笛吹市春日居町国府四百三十六番地	名称	
---	------------------	----	--

変更前 有限会社中沢薬局 変更後 株式会社中沢薬局若草店	南アルプス市浅原二百七番地二	名称	
---------------------------------------	----------------	----	--

●生活保護法に基づく指定施術機関の変更の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
平成二十五年二月二十八日

名	称	所	在	地	変更事項
			山梨県知事	横内	正明

指圧マッサージ鍼灸院フォレスト	変更前 甲府市中小河原二丁目二番二号百〇四 変更後 甲府市国母八丁目二番五号	所在地
とば整骨院	変更前 斐崎市龍岡町若尾新田五百五十七番地 変更後 斐崎市龍岡町若尾下條東割七百三十一番地一	所在地

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十條の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九條の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字鞍掛二八八二	羽田佐次右工門
南都留郡忍野村内野字中尾四四〇五の内一、四四〇五の内二	後藤市江、後藤護、後藤貞治、後藤種美、後藤保、後藤光好、後藤幸昭、後藤萬策、小林亨、桜井駒雄、桜井光利、仲村清佐、前田友一、三浦七重、宮下久八、米山泉、米山高明、米山久治、米山豊、渡辺新作、渡辺春枝

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年一月二十四日山梨県告示第二十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十條の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九條の規定により、通知の内容を忍野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡忍野村内野字砂須三七二二	三浦常右工門
南都留郡忍野村内野字八重合羽四〇二四	天野露吉
南都留郡忍野村内野字平ノ坂三九八五乙	渡辺七郎兵工

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示

平成二十五年一月二十四日山梨県告示第二十二号

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十五年定期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり	平成二十五年四月八日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野 八田共選所	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
	平成二十五年四月九日		J Aこま野 在家塚共選所 所購買店舗	同	同
	平成二十五年四月十一日		J Aこま野 飯野支所	同	同
	平成二十五年四月十二日		同	同	同
	平成二十五年四月十五日		J Aこま野 百田支所 経済店舗	同	同

平成二十五年四月十六日	同	同	同	同	同
平成二十五年四月十八日	同	同	J Aこま野 西野共選所	同	同
平成二十五年四月十九日	同	同	同	同	同
平成二十五年四月二十二日	同	同	同	同	同
平成二十五年四月二十三日	同	同	南アルプス市役所甲西支所	同	同
平成二十五年四月二十五日	午前十時から正午まで	南アルプス市役所若草支所	同	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	芦安健康管理センター	同	同	同
平成二十五年四月二十六日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野 櫛形共選所	同	同	同
平成二十五年五月九日	同	昭和中中央 公民館	昭和中	同	同
平成二十五年五月十日	午前十一時から午後三時まで	丹波山村役場	丹波山村	同	同
平成二十五年五月十三日	同	小菅村役場	小菅村	同	同

六年三月三十一日まで（山梨県の休日を含む）	量器検定検査規則第三十九條第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）
-----------------------	-------------------------------------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定による届出があったので、同條第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年六月二十八日まで縦覧に供する。
 平成二十五年二月二十八日

一 届出者 山梨県知事 横内正明

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦
 代表取締役 長谷川徹

2 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 フーズマーケットおかじま七日市場店
 (二) 所在地 山梨県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外
 2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) おかじま七日市場食品館	フーズマーケットおかじま七日市場店

3 変更の年月日

平成二十四年十一月二十二日
 届出年月日
 平成二十五年一月三十日

● 第四十期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一條第一項の規定により、第四十期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。
 平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体
 (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
 (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合
 (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二條及び第五條第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあっては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九條の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。
 2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一條及び第四百四條又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五條及び第三十八條の規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成二十五年四月一日（月）から同月三十日（火）まで

四 推薦書の提出場所

山梨県産業労働部労働課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（日川右岸地区休息第二工区）の換地処分を平成二十五年二月二十一日実施した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（春日居第一地区下岩下第一工区）の換地処分を平成二十五年二月二十一日実施した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下、「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第九十五号。以下、「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期、方法等を次のとおり定めた。
平成二十五年二月二十八日

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下、「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下、「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下、「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

山梨県知事 横 内 正 明

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。
- 2 別途請求者の申請方法
別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。
- 第二 申請に必要な書類
- 一 申請書及び添付書類
- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）
 - 2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）
 - 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）
 - 4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類
 - (一) 同時申請者等の提出書類（2）から(4)については該当する場合に限る。）
 - (1) 審査手数料収入証紙貼付書
 - (2) 審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
 - (3) 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書
 - (4) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書
 - (5) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書
 - (6) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

- (7) 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書
- (8) 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書
- (9) 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書
- (10) 当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類
- (11) 審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況確認願（県土整備総務課建設業対策室の確認印の押印があるもの）
- (12) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書の写し
- (13) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書の写し
- (14) 審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）
- (二) 別途請求者の提出書類
 - 1 審査手数料収入証紙貼付書
 - 2 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類
 - 1 同時申請者等の提示書類（二）、（四）及び（六）から（十）までについては該当する場合に限る。）
 - (一) 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
 - (二) 法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（建設業許可に係る各種変更届）の副本（同条第二項に規定する書類を除く。）
 - (三) 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本
 - (四) 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書
 - (五) 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）
 - (六) 前回の経営規模等評価申請書の副本
 - (七) 審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え
 - (八) 審査対象事業年度の消費税確定申告書控え
 - (九) 審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿
 - (十) 工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

- (十一) 審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録
- (十二) 審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図
- (十三) 審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書
- (十四) 審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え
- (十五) 審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書
- (十六) 年金事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書
- (十七) 退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）
- (十八) 技術職員の健康保険証の写し
- (十九) 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
- (二十) 基幹技能者講習修了証の写し
- (二十一) 公認会計士等の合格証
- 2 別途請求者の提示書類
 - 第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの
 - 三 申請書用紙の取扱先
 - 社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十三番七号 電話〇五五 一三三四二一
 - 第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料
 - 一 手数料
 - 1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
 - 2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
 - 二 納入方法
 - 審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。
 - 第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知
 - 経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。
 - 第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づき経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値請求書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の第三項の規定により、通常の業務日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五 一一三三 一八四三）に問い合わせること。

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを越え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十五年二月二十八日

一 指定する道路の路線名及び区間

山梨県知事 横 内 正 明

路線名	区間
一般国道一四〇号	山梨県甲府市横根町字大坪四七五番の三地先から山梨県甲府市向町字遠免三〇七番の一地先まで
一般国道四一一号	山梨県甲府市和戸町字奈良原九四一番の一地先から山梨県甲府市酒折二丁目三〇六番の一地先まで

二 指定する期日 平成二十五年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを越え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一一メートル以上（又は横寸法〇・一一メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

● 平成二十五年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十二号）（第十三条の規定により、平成二十五年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十五年七月七日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十五年九月十五日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出することができるもの

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない者のうち、勤務先の証明書又は住民票を提出することができるもの

(二) 受験申込み受付期間

平成二十五年三月十九日(火) から同年四月三日(水) まで

(三) 受験申込み方法

(四)の提出先に、受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十五年四月三日までの消印のあるものに限る。)

(四) 受験申込書の請求先及び提出先

郵便番号一〇四 〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号 財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十五年三月二十八日(木) 午前十時から同年四月三日(水) 午後四時まで

(二) 受験申込み方法

センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十五年四月十一日(木) から同月十五日(月) までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

郵便番号四〇〇 〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十三番七号 山梨県建設会館 三階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十五年十二月五日(木) を予定している。なお、学科の試験については、同年八月二十七日(火) を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十五年六月十二日(水) 頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター(電話〇三 五五二四 三一〇五) に問い合わせること。

●平成二十五年木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十五年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十五年七月二十八日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十五年十月十三日(日) 午前十一時から午後四時まで
二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出することができるもの

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない者のうち、勤務先の証明書又は住民票を提出することができるもの

(二) 受験申込み受付期間
平成二十五年三月十九日(火) から同年四月三日(水) まで

(三) 受験申込み方法

(四)の提出先に、受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十五年四月三日までの消印のあるものに限る。)

(四) 受験申込書の請求先及び提出先

郵便番号一〇四 〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目十四番一号 財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(一) 受験申込み受付期間及び時間で

平成二十五年三月二十八日(木) 午前十時から同年四月三日(水) 午後四時まで

(二) 受験申込み方法

センターのホームページ(<http://www.jaaic.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間
平成二十五年四月十一日(木) から同月十五日(月) までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

郵便番号四〇〇 〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十三番七号 山梨県建設会館
三階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十五年十二月五日(木)を予定している。なお、学科の試験については、同年九月十日(火)を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十五年六月十二日(水)頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター(電話〇三 五五二四 三三〇五)に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字大神七四三の二の一部、八〇二の二、八〇三、八〇四の二、二〇九一の四九の一部及び二〇九一の五〇の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条四百八十五番地 株式会社河西金属商事 代表取締役 河西秀 吏

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年二月二十八日

90		20	21	92	76	78	96	100	別表第四の二口の表特2級の欄中	36
91		20	22	93	76	78	97	101		37
91		21	23	を	76	79	98	101		を
92		21	24		76	79	99	102		
92		21	25	85	77	80	100	102		33
93		22	25	86	77	80	101	103		34
を		22	26	86	77	81	に改め、同表3級の欄中	を		34
80	81	22	26	87	77	81				35
80	82	23	27	87	78	82		90		
81	83	23	27	88	78	82		91	91	
81	84	24	28	88	79	83		91	92	
81	85	24	28	89	に、	を		91	92	
82	86	25	29	に改め、同表4級の欄中				92	93	
82	87	25	29		86	74	75	92	94	
82	88	26	30		87	74	75	92	95	
83	89	26	30		88	75	76	93	96	
83	89	27	31		89	75	76	93	97	
84	90	に改め	を		90	75	77	94	98	
					91	75	77	95	99	

110		101	84
111		101	85
112		102	85
113		102	86
を		103	86
100	100	103	87
100	100	104	に改め、同表4級の欄中
100	100	104	
100	100	105	53
100	101	106	53
101	101	107	53
101	101	108	53
101	101	109	54
			54

別表第六の二4級の欄中

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

山梨県人事委員会
 委員長 小 俣 二 也

山梨県人事委員会規則第三号
 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十五年二月二十八日

附則
 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。

28	27	54	54	84
28	27	54	55	85
29	28	55	55	85
	28	55	55	86
	29	55	55	86
	29	55	56	87
	30	56	56	
	30	56	56	
	31	56	56	
	を	56	57	
	25	に改め、同表5級の欄中	を	
	26		52	
	26		53	
	26		53	
	27		53	
	27		53	
	27		54	
	27	26	54	
	28	26	54	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番